

議会のあり方について

論点 1

幅広い層の住民が議員として活動を行えるようにするために、労働法制や公務員法制において、以下のような環境整備のための制度の導入が考えられるか。

- ① 労働基準法などの関係法律に以下のような規定を設けることが考えられるか。
 - a 地方議会議員への立候補、議員活動の妨害禁止、それらを理由とした職場での不利益扱い、解雇及び免職の禁止規定を明確化する。
 - b 議員在職中における雇用契約に係る有給休暇制度、一時休止・退職制度を設ける。
 - c bにおいて一時退職した場合、議員としての任期を終えた後は、申請により従前の職又はそれと同等の給与が得られる職に復職させる。

- ② 地方公務員が他の地方自治体において議員活動を行えるようにするために、①の規定に加え、地方自治法や地方公務員法などの関係法律に以下のような規定を設けることが考えられるか。
 - a 一定の役職を除き、立候補及び兼職禁止規定を解除する。
 - b 議員となった場合には、公務員の職を一時停職又は離職することとする。
 - c bの場合、議員としての任期を終えた後は、申請により公務員としての職務に復帰させる。

【参考】

○ 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

※「公民としての権利」＝法令に根拠のある公職の被選挙権を含む。さらに、当選のために必要な法定期間中の選挙運動は、被選挙権の行使に必然的に伴うものとして広く公民権に含ませて考えるべきであろうとされている。

「公の職務の執行」＝議員としての職務等国又は地方公共団体の公務に民意を反映してその適正を図る職務等を含む。

※ 本条は正常な労働関係を前提として労働者の公的活動との調和を図る趣旨のものであり、また、文理上も不利益取扱いの禁止まで含まれているとは解されないで、公の職務の執行のために必要な時間が著しく長期にわたる場合に、当該労働者を休職にしたり、解雇したりしても本条違反は成立しないと解されている。

もっとも、本条に定める公の職務の執行は、法律で認められた権利の行使であるから、懲戒解雇等の懲戒処分を行うことは許されないものと解されている。

※ 賃金については、当事者間の自由に委ねられている。

※ 本条違反は6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(労働基準法第119条第1号)

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)

(不利益取扱いの禁止)

第一百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

諸外国の議員としての活動と休暇制度・休職制度・復職等の制度（1）

- ・人口3500人以上の地方議会議員の選挙においては、サラリーマンの立候補者は、選挙運動のために10日間の休暇を取得することができる。
- ・地方議員であるサラリーマンに対し、雇用主は、本会議又は委員会等への出席を許可しなければならない（その時間分の給与は無給にできる。）。
- ・人口3500人以上の地方議会議員であるサラリーマンに対し、雇用主は、議会への出席等の準備に必要な時間を3か月毎に一定範囲で与えなければならない（その時間分の給与は無給）→いわゆる「時間予算」。
- ・議会活動に関し報酬を受け取らない地方議会議員は、議会活動によって余儀なくされた減収に対し、一定の補填措置を受けることができる。
- ・民間被用者：地方団体総合法典による労働法典L. 122-24-2の準用（国会議員になった場合の規定の準用）。
コミューンの首長又は人口2万人以上のコミューンの助役、県及び州の議長又は副議長に就任した場合、その任期が切れるまでの間、雇用契約を一時的に休止する旨規定されている。任期切れの後は、再選され公選職への就任が継続する場合は契約の休止状態が継続する。再選されず復職しようとする場合は、任期切れ後遅くとも2か月以内にその意思を雇用主に通告すれば、その通告から2か月以内に従前の職又はそれと同等の給与が得られる職に復職できる。
- ・公務員：公務員の権利と義務にかかる「一般身分規程」（公務員法典）により、その身分を放棄することなく「派遣」又は「休職」の扱いを受け公選職に就任する間、一般公務員としての職務の遂行から離脱することができる。なお、地方公務員が自らの雇用主たる地方団体の議員になることはできない。
首長又は人口2万人以上のコミューンの助役、県又は州の議長又は副議長の職務を遂行しようとするときには、その申し出に基づき「派遣」扱いとする。（L. 2123-10, L. 3123-8, L. 4135-8）それ以外の公選職に就任しようとするときには、その申し出により、現に雇用している当局の判断に基づいて「派遣」扱いにできる。

フランス

諸外国の議員としての活動と休暇制度・休職制度・復職等の制度（2）

ドイツ

- ・ドイツ連邦共和国基本法第48条〔選挙準備のための休暇請求権、職務行使の自由、補償請求権、国有交通機関の無料利用権〕
 - (1) 連邦議会に議席を得ようとする者は、その選挙の準備のために必要な休暇を請求する権利を有する。
 - (2) 何人も、議員の職務を引き受け、かつこれを行することを妨げられてはならない。このことを理由とする解約告知または免職は、許されない。
 - (3) 議員は、その独立を保障するにふさわしい補償〔＝歳費〕を請求する権利を有する。議員は、国有の交通手段を無償で利用する権利を有する。詳細は、連邦法律で規律する。
- ・ 州議会議員への立候補、就任受諾、及び議員活動の妨害禁止、それらを理由とした職場での不利益取り扱い及び解雇・免職の禁止、選挙準備のために2か月までの休暇を認めるべきこと（休暇の間の給与は補償されない）、議員としての在職期間を職場での勤務期間に算入すべきことが定められている（例 バーデン＝ヴュルテンベルク州憲法29条、同州議員法2条～4条）。
- ・ 特に、州議会議員としての活動には職場での休暇を要しない旨（バイエルン州憲法30条）、議員を意に反して職場で休職に付すことの禁止を定めている例（バーデン＝ヴュルテンベルク議員法2条2項2文）もある。
- ※ 官吏については、一時離職制度、有給休暇等の定めがある。
- （参考）
郡法（LKr0）第26条第2項及び市町村法（GO）第32条第2項により、雇用者はその被用者が地方議員となることを妨げてはならず、また、地方議員の業務遂行のために必要な時間を与えなければならない。また、議員業務のため、本来得られる収入が得られなかった場合は、自治体はその相当額を補償している。

イタリア

- 地方自治統一法典79、80条：
従属労働者（民間、公共）が市、県議員である場合、議会出席日には休暇取得（有給）する権利を有する。地方団体執行部に従事する場合、上記権利はそのままとして、毎月24時間（市長県知事は48時間）休職する権利を有する
- 同81、86条： 市長、県知事、市、県議長、参事会助役は、任期中休職する権利（無給）を有する。地方団体議員が休職申請する場合、社会保障費は自ら負担する（2007年12月24日法律244号（予算法）で上記の通り変更）
- 休職（Aspettativa）：1970年5月20日法律300号31条は、公職に就く雇用労働者の無給休職について規定する。

兼職を禁止する現行制度の概要

○ 兼職の禁止（地方自治法 § 92等）

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、公選法 § 89等により、公務員である者が議員選挙の立候補者となった場合は、その候補者としての届出日に退職したものとされ、他方、議員が在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する等の必要がある。

国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の委員	地教行法 § 6
	人事（公平）委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 95
	内水面漁業管理員会の委員	漁業法 § 132による同法 § 95の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③Ⅶ	
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①	

職業公務員と議員の兼職可能性

※ 被選挙権の制限

イギリス	地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の被選挙権者となることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員（事務総長、法律に基づいて設置される管理職、法定外の管理職、準管理職、監督官、法律アドバイザー（Political Advisor））は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員でも被選挙権者となることはできない。
ドイツ	連邦、州、市町村における官吏等※ ¹ の被選挙権は、法律により制限できる。 ※ 一般的に、ひろく（官吏含む）、立候補・選挙準備のための休暇の保障が規定されている。また、議員の職務を引き受け、かつ行使することを妨げられないこと、このことを理由とする解雇・免職を禁止することが規定されている。
スウェーデン	コミューン、ランスティングにおいて、幹部職員として雇用されている者は、当該地方公共団体の議会議員の被選挙権がない。
フランス	コミューン：職員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない（ただし、職員を辞職した6ヶ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に立候補することができる。）。 デパルトマン・レジオン：一定の公職にある者（総局長、部長、次長、課長）は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない。また、管内のコミューン（デパルトマン）議会議員には原則として立候補することはできない。 ※ 職業公務員が立候補する場合、選挙期間中は休職扱いとなる。
イタリア	コムーネ及びプロヴィンチア議会議員：一定の公職にある者※ ² は被選挙権を有しない。 レジオーネ議会議員：一定の公職にある者※ ³ は被選挙権を有しない。
韓国	一定の公職者※ ⁴ が立候補する場合、当該選挙日60日前までにその職を辞任しなければならない。

※¹ 公勤務職員、職業兵士、短期志願兵士、裁判官。なお、官吏とは、公権的機能の行使を行う、公法上の勤務・忠誠関係にたつ公勤務の構成員を指す。また、公勤務職員とは、私法上の雇用契約に基づいて雇用されている職員を指す。

※² 警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者、地方自治法典に列挙されている内務省の特定の職にある者、選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官、当該地方団体と同階層で別の地方団体において、それぞれ県知事及び県議会議員、シタゴ（市町村長）及びコムーネ議会議員、区議会議員を現役で務める者、当該地方団体の職員、当該県、コムーネ、又は区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者（地方自治統一法典第60～70条）

※³ 公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など、州の区域内においてシタゴ、県知事、コムーネ理事、県理事を務める者（トスカーナ州、1981年4月23日の州法第154号）

※⁴ 国家公務員・地方公務員（ただし、政党法の規定により党員となれる公務員（政務職公務員は除く）は、この限りではない。）、選挙管理委員会委員又は教育委員会の教育委員、他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者、政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員、農業協同組合法・水産業協同組合法・山林組合法・葉たばこ生産協同組合法によりされた組合の常勤役員とこれら組合の中央会長、地方公社と地方公団の常勤役員、政党法の規定により党員になれない私立学校教員、大統領令に定められたジャーナリスト

職業公務員と議員の兼職可能性

※ 兼職の禁止(1)

イギリス	地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員になることはできない。
ドイツ	<p>市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることはできない。</p> <p>他の公務員も含め官吏は、連邦議会議員及び州議会議員、そして当該団体の議員との兼職が禁止されている(官吏がこれらの職に就任した場合は、官吏を辞職しなければならないわけではなく、一時的に停職すればよい。議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰することができる。また、兼職不能な官吏・公勤務職員の職を限定して法定し、兼職可能としている州もある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官吏は、議員としての在職期間中、守秘義務と受贈の禁止を除き官吏としての権利義務が停止される。 ・ 一時離職制度※が用意されている。 ・ 地方議会議員につく官吏には、原則として、議員として活動するために必要な有給休暇が認められる。
スウェーデン	<p>最高レベルの給与を受給している一般事務職員が地方議会議員になることは禁止されている。</p> <p>それ以外の地方公共団体の職員は当該職員が勤務する団体を含めて団体の議会議員を兼務することはできるが、当該職員が地方議員として議会で所属する委員会、職員として勤務している分野とは異なる分野でなければならない。</p>

※ 官吏が議員としての期間を終えて3ヶ月以内に申請した場合には、当該官吏を申請後3ヶ月以内に元の公勤務関係に復帰させなければならない。申請しなかった官吏も、議員に二期以上在職しておらず、また、議員を終えた時点で55歳に達しておらず、かつ議員在職中に政府のメンバーになっていなかった場合、最上級勤務庁が元の公勤務関係に復帰させることができる。この際、在職期間が参入されることとなる。また、公勤務職員も官吏に準ずる取扱いとなる。なお、地方議会議員の職を兼職できないとされる官吏・職員については、連邦・州議会の場合と異なり、一時離職の制度が設けられていない。こうした職にある官吏・職員も地方議会議員に立候補でき、選挙準備のための休暇も認められるが、当選した場合、公勤務関係を終了させなければ、地方議会議員への就任受諾ができない(もっとも、無休の休職に付される場合、兼職可能な職に配置換えする場合などの余地はある。)

職業公務員と議員の兼職可能性

※ 兼職の禁止(2)

フランス	<p>デパルトマン議会議長・レジオン議会議長は、欧州議会議員、レジオン(デパルトマン)議会議長、メール、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員を兼任することはできない(収入・支出命令者と公会計官の分離の原則により、メール、デパルトマン議会議長、レジオン議会議長と、公会計官職の兼任は禁止されている)。</p> <p>2000年4月の公選職兼任制限法により、1人が兼任できる公職数や公職の組み合わせが法律で制限されることとなった。</p> <p>議員の職務に毎日従事するというわけではない場合、必要に応じて所属団体に欠勤届を提出することにより、議員の職務を遂行することができる。</p>
イタリア	<p>コムーネ評議会議長(SINDACO)は、プロヴィンチア評議会議長、コムーネ議会議員、プロヴィンチア議会議員及び区長とは兼職できない(地方自治法典第63条)。人口20000人以上のコムーネ評議会議長、プロヴィンチア評議会議長、レジオーネ議会議員は、国会議員と兼職できない(1953年の法律)。レジオーネ議会議員と、レジオーネ評議員、国会議員、その他の州議会議員、州評議員、欧州議会議員との兼職は禁じられている(共和国憲法第122条)。</p>
韓国	<p>地方議会議員は、一定の公職※との兼職は禁止されている。</p>

※ 国会議員及び他の地方議会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員、国家公務員及び地方公務員(ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外)、政府投資機関(韓国放送公社と韓国銀行を含む)の役職員、地方公社及び地方公団の役職員、農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合(これらの組合の中央会及び連合会を含む)の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長、政党法の規定により政党の党員となることができない教員

※第29次地制調資料抜粋

論点2

現行の選挙制度が、幅広い層の住民が議員として活動を行う上で阻害要因となっているとは考えられないか。そこで、選挙制度について、以下のような変更を加えることができるか。

- ① 選挙公営制度を見直す。例えば、町村長及び町村議会議員選挙について選挙公営の対象を拡大する。
- ② 供託金制度を廃止するか、現行制度よりも供託金額を低減させる。

選挙公営の仕組み

区分	都道府県知事	都道府県議会議員	市町村長	市町村議会議員
	候補者	候補者	候補者	候補者
1 選挙管理委員会がその全部を行うもの				
投票記載所の氏名等の掲示	◎	◎	◎	◎
2 内容は候補者等が提供するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの				
ポスター掲示場の設置	◎	△	△	△
選挙公報の発行	◎	△	△	△
3 選挙管理委員会が便宜を提供するが、その実施は候補者が行うもの				
演説会(個人、政党、政党等)の公営施設使用)	◎	◎	◎	◎
4 選挙管理委員会は実施には直接関与しないが、その経費の負担のみを行うもの				
選挙運動用自動車の使用	△	△	△(市長のみ)	△(市議のみ)
通常葉書の交付	◎	◎	◎	◎
通常葉書の作成	▲	▲	▲	▲
ビラの作成	△		△(市長のみ)	
選挙事務所用の立札、看板の作成	▲	▲	▲	▲
選挙運動用自動車等の立札、看板の作成	▲	▲	▲	▲
ポスターの作成	△	△	△(市長のみ)	△(市議のみ)
新聞広告	◎	▲	▲	▲
政見放送	◎			
経歴放送	◎			
演説会場(個人、政党、政党等)の立札、看板の作成	▲	▲	▲	▲
特殊乗車券等の無料交付	◎			

◎印は、公営で行われるもの。○印は、供託物が国庫に帰属することとならない場合に限り公営で行われるもの。△印は、都道府県又は市町村の条例により公営で行うことができるもの。▲印は、公営で行われないもの。空欄は、制度のないもの。

法定得票数、供託金及び供託物の没収

選挙の種類	法定得票数	供託金	供託部没収点等
都道府県の議会の議員	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{4} \text{ 以上}$	60万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
指定都市の議会の議員		50万円	
その他の市の議会の議員、 特別区の議会の議員		30万円	
町村議会の議員		なし	
都道府県知事	$\text{有効投票総数} \times 1 / 4 \text{ 以上}$	300万円	$\text{有効投票総数} \times 1 / 10$
指定都市の市長		240万円	
その他の市の市長、 特別区の区長		100万円	
町村長		50万円	

供託金額の変遷

	昭和25年 公選法制定 (※)	27年 法改正	37年 法改正	44年 法改正	50年 法改正	57年 法改正	平成4年 法改正
都道府県知事	30,000 (20,000)	100,000	150,000	300,000	1,000,000	2,000,000	3,000,000
都道府県議会議員	10,000	20,000	30,000	60,000	200,000	400,000	600,000
指定都市の長			100,000	200,000	600,000	1,200,000	2,400,000
指定都市の議会議員			25,000	50,000	150,000	300,000	500,000
一般市の長	15,000	25,000	40,000	80,000	250,000	500,000	1,000,000
一般市の議会議員	5,000	10,000	15,000	30,000	100,000	200,000	300,000
町村長	—	—	20,000	40,000	120,000	240,000	500,000

※ 昭和25年の括弧内の金額は、候補者が供託金の他に納付することになっていた公営分担金である。

※ 指定都市の制度は昭和31年に制定された。

論点3

幅広い層の住民が議員として活動を行えるように議会の会期及び開会について、以下のような制度を導入することが考えられるか。

① 地方自治体の判断により議会の会期制を廃止することができるか。廃止した場合以下の問題点についてどう考えるか。

→議会の招集権の要否及び所在はどうなるのか。例えば、議会の招集は議員の一般選挙後、初の招集の場合に限り、長が招集することとなるのか。

→長の専決処分要件はどう変わるのか。例えば、議会が議決すべき事件を議決しないときや議会が開会されない場合等についてどう考えるか。

→一事不再議の原則についてはどう考えるのか。

② 地方自治体の判断により議会の会期制を廃止した場合、例えば定例日を決めて議会を開会することとするか。

→定例日を基本とした場合、どのような手続及び内容が考えられるか。例えば、緊急に議案を審議してもらう必要が生じた場合どのような手続が考えられるか。

→現行制度では、議会の招集が直近において決まることが多く、他に職を有する者が参画しにくい状況にあるため、定例日制をとることです知できることになるか。



③ 議会の開会を、原則として夜間又は休日(土曜日、日曜日)とするような配慮規定を設けることが考えられるか。

→夜間又は休日議会については、地方自治体の長以下の職員の勤務体制についてどう考えるか。例えば、長等の出席義務について厳格な要件を加えるべきか。

定例会の回数・平均会期日数

	定例会の開催回数	(内訳は団体数)					平均開催回数	平均会期日数
		1回	2回	3回	4回	5回以上		
都道府県 (47団体)	185	0	1	1	45	0	3.94	95.1
市 区 (806団体)	3,217	1	0	4	801	0	3.99	78.7
町 村 (992団体)	3,965	0	1	12	971	8	4.00	39.5
合 計 (1,845団体)	7,367	1	2	17	1,817	8	3.99	—

※注1 都道府県については、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの間の状況である。

※注2 市区については、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間の状況である。

※注3 町村については、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の状況である。

出典：全国都道府県議会議長会調べ、市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）、町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）

議長及び議員請求による臨時会の開催状況

	臨時会招集回数			
		うち議長の請求	うち議員の請求	その他長の請求
都道府県	78 (100.0%)	6 (7.7%)	5 (6.4%)	67 (85.9%)
市区	1,153 (100.0%)	85 (7.4%)	29 (2.5%)	1,039 (90.1%)
町村	3,656 (100.0%)	104 (2.8%)	123 (3.4%)	3,429 (93.8%)
合計	4,887 (100.0%)	195 (4.0%)	157 (3.2%)	4,535 (92.8%)

※注1 都道府県については、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの間の状況である。

※注2 市区については、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間の状況である。

※注3 町村については、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の状況である。

※注4 各欄下段の括弧内の計数は、提出件数に占める議長・議員・長、それぞれの提出件数の割合である。

出典：全国都道府県議会議長会調べ、市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）、町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）

会期

イギリス	議会に関して法律で義務付けられているのは、最低年1回本会議を開催することだけで、それ以外については自治体で個別に決定することができることとなっているため、自治体毎に異なる。
ドイツ	※通常、議会は夕刻から開催される。
スウェーデン	<p>コミューン： 一般的に、7月・8月以外の毎月一度、年間概ね10～12回程度開催。通常、夕刻から開催され、2～5時間程度かけられる。</p> <p>ランスティング： コミューンより開催回数は少ない。昼間に開催されることが多い。</p>
フランス	コミューン・デパルトマン・レジオンともに、議会は少なくとも4半期に1度開催される。また、常務委員会は、議会閉会中も恒常的に開かれる。
イタリア	<p>コムーネ、及びプロヴィンチア議会の開催については、地方自治統一法典第39条に、評議会議長あるいは、議会議員の要求にもとづいて開催されると記されている。</p> <p>※コムーネ：8月を除く毎週月曜日の18：00～20：00に議会が開催されている（ボローニャ市）。</p> <p>※プロヴィンチア：ほぼ週1度議会が開催されている（ボローニャ県）。</p> <p>※レジオーネ：州法には特に決まりはないが、頻繁に行われている。（2007年7月は13日開催。8月は休み）</p>
韓国	<p>定例会は毎年2回（6・7月中、10・11月中）開催される。</p> <p>年間の会議総日数及び定例会・臨時会の会期は、各地方自治体の条例で定める。</p>

議会の招集権

イギリス	ドイツ ※バーデン・ヴュルテンベルグ州		スウェーデン		フランス			イタリア			韓国	
基礎自治体 ・広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体
公選首長と内閣制度 (公選首長とカウンスルマネージャー制度)	ゲマインデ	クライ	コミュン	ランスタイング	コミュン	デパルトマン	レジオン	コムーネ	プロヴァンチア	レジオーネ (エミリア・ロマーニャ州)	市・郡・自治区	特別市・広域市・道・特別自治道
<p>監督官。形式的には監督官が招集の告知を行う。通常会については、最初の議会で日程を決定。臨時議会については、議会の議決、議長、5人以上の議員の請求をもって、監督官に招集を要請。</p>	首長（議長）		議長		議長（首長）			議長		議長	首長又は議長	

夜間議会の開催状況

○ 市区議会

(平成20年1月1日～12月31日)

開催している (団体数)	平均開催日数	開催していない (団体数)
3	—	803

出典：市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）

○ 町村議会

(平成20年7月1日～平成21年6月30日)

開催している (団体数)	平均開催日数	開催していない (団体数)
20	1.5	972

出典：町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）

土曜日曜議会の開催状況

○ 市区議会

(平成20年1月1日～12月31日)

開催している (団体数)	平均開催日数	開催していない (団体数)
16	—	790

出典：市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）

○ 町村議会

(平成20年7月1日～平成21年6月30日)

開催している (団体数)	平均開催日数	開催していない (団体数)
36	1.4	956

出典：町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）